

国民からの意見一覧

(事務局において、「経済的支援に関する検討会」に関する意見を抽出し、一部要約等して記載)

番号	意見概要	内 容
1. 取りまとめ全体に関するもの(3件)		
(1)	中間取りまとめ全体には総合的な視点が欠如している。委員交代も含めて再考すべき。	犯罪被害者に対する経済的支援は賛成であるが、刑法上の加害者であっても犯罪に至る経緯の中で見れば社会的な被害者であったケースはいくつか存在したと記憶している。法令上の加害者と被害者の関係だけで論じる事で終わっている今回のまとめには総合的な視点において大きく欠如していると断言できる。委員の差し替えも含めて再考するよう強く求める。
(2)	見直しの姿勢が感じられない。	<p>【経済的支援に関する検討会の中間取りまとめ】を拝見しました。各行政の問題先送りの結果が今日の日本の姿です。如何なる「結果」にも必ず「原因」が在ります。</p> <p>第2 提言(案)</p> <p>1 経済的支援の理念、目的、財源について</p> <p>(3) 財源</p> <p>『～殺人、傷害などの故意の犯罪行為については、その性質上、事前に原因者となり得る集団を想定することができず、原因者負担の制度を構築することは困難である。』</p> <p>6 併せて検討することとされているものについて</p> <p>(1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非</p> <p>『～実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異なるから、結局、本項の問題については1～5までで行った給付制度の検討に帰着するものと考えられる。』</p> <p>上記の文言には何等法改正、見直し取組みの姿勢が感じられません。給付水準を自賠償基準に近づけるべく強弁して居られますが、自賠償保険の実態究明を求めます。自賠償保険の後遺障害認定内容も実態から遠くかけ離れたものであり、民間の任意保険に業務委託して不払い責任の所在も不明となっております。</p> <p>交通事故被害者(当方過失ゼロ)となって以来、不当不正な処遇と闘い続けております。厚労省、国交省、金融庁挙げての抜本的な解明実施を切にお願い致します。</p>
(3)	一般財源の具体的な内容を詰める必要がある。	1 財源は一般財源が望ましいとのことだが、具体的な内容をしっかり詰める必要がある。不明瞭のままだと、十分に確保できない可能性がある。
2. 経済的支援の理念に関するもの(1件)		
(4)	経済的支援の根拠について、「社会の連帯共助の精神」のみに求めるのではなく、「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」に由来するものであることを、明確にすべき。	<p>第1 経済的支援の理念、目的、財源について</p> <p>1 理念・目的</p> <p>中間取りまとめは、新たな経済的支援制度の理念を「社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者等の尊厳ある自立を支援する」としている。しかし、すべての犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」を有しており(犯罪被害者等基本法第3条)、国は、この基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、実施する責務を有している(基本法第4条)。とすれば、新たな経済的支援制度の理念についても、「社会の連帯共助の精神」のみに求めるのではなく、被害者等に対する経済的支援が、被害者の「尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」に由来するものであることを、より明確に打ち出すべきである。</p>

番号	意見概要	内 容
3. 経済的支援の内容に関するもの(8件)		
(5)	<p>重度の後遺障害や遺児を救済するための給付金引き上げは行うべきであるが、それ以外については現行どおりとすべきである。</p>	<p>私が犯罪防止のために生きる決意をしてから時が過ぎ去ってしまいました。息子の命が他人を思うことを教えてくれたと思っています。人は忍土の世界に生き苦しみを持つために存在しており、弱い自分の心にいつも励ましております。不随の定めを通り自分の思い通りにならないことも知り、己を変えなければならないことを強く感じています。</p> <p>私が2度の嘆願書と数多くの要望書等により刑法、刑訴法の改正が実現し、12歳からの少年院送致が可能になる少年法の再改正も行われました。18歳への少年法の年齢引き下げも見通しが立ちました。少年審判の改正も近い将来に必ず実現することを信じています。現在は親の責任について考えることと、民法711条、同712条の責任における生きた法にするための研究と立証に努めています。保護司になり犯を未然に防ぐことと更生の道を探ることに尽くす所存です。</p> <p>さて、この度の犯罪被害者給付金上げに関しまして、私も犯罪被害者遺族としてご意見させて頂きます。</p> <p>権利と補償は、本人に存在し、亡き者にあり、遺族、家族には救済が存在する。救済とは、重度の脳障害、重度の障害、両親の死による残された子供のためである。</p> <p>日本社会は、金銭の目的が強く、命に対する論議がされておらず心の貧しさを感じます。被害者遺族になっても金銭を要求するだけで大切なことを求めることもしません。私は息子の命のために金を有効に使えるよう努めています。犯罪により真に困った者への救済でなければなりません。</p> <p>交通事故の遺族と犯罪者による殺害のために生じた遺族との補償は全く異なります。犯罪はあってはならないことが前提であり、救済は別として多額の支給はすべきでないと考えます。加害者と親の責任を軽減する行為となり、犯罪防止のために決して良い結果となりません。</p> <p>加害者本人と親の責任と賠償を明確にすべきことが先決であり、支給金だけを論ずることは国家のためになりません。責任と賠償は原則として加害者が負うものです。損害賠償のための保険を考えることは必要ですが、子供の死のための保険は見直すことも必要です。(池田小事件の検証による)</p> <p>犯罪被害者等の権利として「匿名」を警察の判断に委ねたことが、結果として国家のためになっていないことも事実です。給付金においても事を急ぐだけではなく慎重に論議が必要だと思います。私は救済されるべきための給付金上げには心から賛同致しますが、他の給付金については現状であることが妥当と思っております。国のために全体的に考えられ、犯罪被害者だけを見ないで命に対して真剣に考えられますよう心からお願い申し上げます。</p>
(6)	<p>自営業で犯罪被害に遭い、営業を継続することが困難になった場合の補償が必要。</p>	<p>経済的支援のうち、小規模な自営業で、一家の柱となっていた人が殺されたり、重度の後遺の残る場合、残された家族だけでは営業を継続することが困難となる。私の知った事例では、4千万円の借り入れの支払いが月の利息だけで12万円となり、民事裁判の損害賠償額では8千万円の判決を得ているのに、実際の賠償額は二千万円しか得られず、被害者のラーメン店主が右半身不随の後遺、妻は静脈瘤のため、このままでは店舗付住宅が差し押さえられ、営業が不可能となり、廃業して生活保護を受けなければならなくなる事態に遭遇している。経済的支援の理念・目的で言われた「尊厳ある自立」と「再び平穏な生活を営むことが出来る」実態から程遠いものとなっている。このような場合、借入金の低利融資への借り換え、利子補給などの制度化が必要である。</p>
(7)	<p>被害者のための特別の年金制度の創設が望まれる。</p>	<p>この人は無年金者であるので、国民年金の障害年金も支給されない。犯罪被害者の障害年金制度が強くのぞまれる。</p>
(8)	<p>被害者のための特別の年金制度の創設が望まれる。</p>	<p>私は父親が殺害された遺族です。経済的支援についてですが、事件が起こる2、3ヶ月前に国民年金の受給申請をしました。殺害された後、1回だけ2か月分の年金が支給されたそうです。母いわく、年金をきちんと納めてきたのに、たった数万もらっただけで遺族年金も何もない。真面目にこつこつ支払ってきたのに何だったのかと。社保庁の最近の報道をみましても真摯に仕事に取り組んでいなかったことが明らかになりましたが、犯罪に遭った人の扱いがあまりにもひどい。もっと柔軟な対応ができないものかと遺族になって初めて思いました。遡及できるようにしてください。</p>

番号	意見概要	内 容
(9)	給付金の実際の支給額が自賠責並となるようにすべき。	<p>2 給付水準の引き上げ指針 遺族給付金及び障害給付金の引き上げ水準について、中間取りまとめは、「自動車損害賠償保障法における政府保障事業において、ひき逃げ・無保険車による交通事故被害者に対する給付が、自動車損害賠償責任保険とほぼ同水準の給付で行われていることを参考とし、その最高額について、自動車損害賠償責任保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図るべきである。」としている。犯罪被害者の尊厳にふさわしい処遇をするためには、少なくとも自動車損害賠償責任保険と同水準程度の給付を行うことにより、経済的支援を現状より手厚いものとする必要がある。しかし、現行の犯罪被害給付制度では、遺族給付金・障害給付金とも、給付基礎額に一定の乗数を乗じて算定されるため、現実には給付される金額は、自賠責保険に遠く及ばないのが実情である。したがって、「最高額について、自賠責保険並の金額に近づけるよう努め、最低額についても引き上げを図る」とともに、個別事案について、自賠責保険並の水準の給付を確保するため、給付額の算定方式についても見直す必要がある。</p> <p>休業損害を考慮した新たな支給制度についても、遺族給付金・障害給付金と同様、自賠責保険の傷害事故にかかる支払額の上限を参考とするだけでなく、現実には給付される金額が自賠責保険並となるように図られるべきである。</p>
(10)	精神的・経済的被害の大きい被害者・遺族の経済的支援の内容を重く考えるべきである。	<p>経済的支援に関する検討会の「中間取りまとめ」の中でも被害者あるいは遺族の精神的・経済的被害の大きさを考えるとき、経済的支援の内容を重く考えるべきです。医療費やカウンセリングの費用など、身体的な障害や精神的な障害が重いほど多額の費用と長期間の治療を必要とします。</p> <p>日本全国どこでも同じような支援を受けられるよう検討をお願いします。被害者あるいは支援員に取って分かり易く実行しやすい具体的なマニュアル作りの検討をお願いします。</p>
(11)	一生続く可能性のある精神的な治療費の補助を考えてほしい。	<p>また、被害者の心理的なダメージは一生背負っていかねばなりません。何年もたってから精神科に掛からなければならなかった被害者の方もいます。もちろんその医療費は自費です。精神的にも経済的にも大変な負担です。特に若年者であれば尚更です。彼たち彼女たちは、ごく当たり前の幸せからも見放されてしまうのです。それは被害者本人のみならず家族にも暗い影を落としています。「罪を憎んで人を憎まず」という言葉がありますが、それは被害者が国に守られて、初めて言えるのではないのでしょうか。被害者が、被害に遭う前の状態に一日でも早く戻れるようにするためにも、是非弁護士費用と一生続く可能性のある精神的な治療費の補助をご一考ください。</p>
(12)	保健所の心の健康相談などとも連携しつつ、地域の拠点に相談窓口を開設して、そこに予算を投入することも考えてほしい。	<p>「中間取りまとめ」 第2 提言 1 経済的支援の理念、目的、財源について (2) 給付水準の引き上げの検討 (意見)賛成である。給付水準の引き上げは早急に行ってほしい最重要課題と考える。どうしても交通事故被害者に対する自賠責保険金と対比されるため、経済的にも打撃をこうむった犯罪被害者にとって不公平感がより際だってしまう。</p> <p>2 経済的支援の内容について (2) カウンセリング費用 (意見)賛成である。ある県では、県警がカウンセリングアドバイザーとして臨床心理士3名を委嘱し、希望のあった被害者、被害者遺族に被害直後からのカウンセリングを行い、効果をあげている(被害者に費用負担はない)。特に性被害、交通死遺族にはありがたい制度と支援組織も評価している。ただ、この制度は警察経由でないと利用できないため、警察への不信感を抱いている被害者(事件当初は意外に多い)は利用できないし、事件後しばらくした後にカウンセリングの必要が生じた場合は、この制度にのりにくい。予算措置を講ずるうえでも、保健所の心の健康相談などとも連携しつつ、地域の拠点に相談窓口(カウンセリングにつなげやすい場作り)を開設して、そこに予算を投入することも考えてほしい。</p>

番号	意見概要	内 容
4. 経済的支援の手続・給付方法・管理・運営に関するもの(9件)		
(13)	損害賠償との併給調整は必要ない。	<p>犯罪被害者は、他人の身勝手な犯罪行為によって、不本意な形で被害に遭うわけで、自身の生命保険や加害者の損害賠償は、当然支払われるものである。にもかかわらず、国の犯罪被害者等給付金が適用される場合、労災保険等他の公的給付金や損害賠償を受けた場合は支給の対象外というのは納得がいかない。</p> <p>日本国に税金を支払い、日本の国で生活しているにもかかわらず、犯罪に巻き込まれると、非常に冷たい日本の法制度に驚き、腹立たしさが募る。</p>
遡及適用		
(14)	被害に遡って補償すべきである。	<p>また別の人は、夫が殺害され、裁判では、相手側弁護人が、見せ金で裁判長を騙し、刑を軽減して、全く保障をせず、偽装離婚で自分の財産を妻への財産分与と称して、書き換える詐欺行為を行い、7回も裁判を行ない、やっと最高裁で勝利判決を得たが、パートをしながら体を壊すまで苦勞している。また中間まとめでは遡及支給は出来ないとしているが、ドイツ型の国家責任による年金または一時金支給をつくるべき。アスベスト新法、公害補償、薬害などでは十分ではないが、被害(発症)に遡って国としても補助金が出されている。民事裁判で損害賠償判決を得ても、加害者が無資力であれば、全く紙切れである。被害者で賠償判決を得て、3回も債権の確認裁判を行なっている人もある。少なくとも2005年の基本法制定時まで遡って、何らかの補償を行なうのが妥当と考える。「ほとけ作って魂入れず」と言う言葉があるが、ほとけを作るために叫びを上げ、努力したものにすこしは報われる制度にしてもらいたい。</p>
(15)	加害者が不作為による継続的不法行為を行っている場合や、明らかに二次被害を与えているような場合に遡及適用を否定することは公正さを欠く。	<p>3 経済的支援の手続、給付方法、管理・運営、法形式について</p> <p>(1) 経済的支援制度の手続</p> <p>遡及適用</p> <p>(意見)遡及適用しないことはやむを得ないと考えるが、加害者が不作為による継続的不法行為を行っている場合や、明らかに二次被害を与えているような場合に遡及適用を否定することは公正さを欠くことになるので、十分な配慮が必要である。</p>
(16)	遡及適用しないという結論だけを前端的に押し出すのではなく、アナウンスにおける被害者への二次被害だけは避けて欲しい。	<p>また、基金による対応を検討すべきであることは理解できるが、「遡及適用しない」という結論だけを前面に押し出すことは被害者感情を逆撫ですることになりかねないので、他の方策についての前向きな検討とあわせて結論を示すなど、アナウンスにおける被害者への二次被害だけは避けてほしい。</p>
給付の迅速化		
(17)	申請の手続面での簡素化など、被害者の負担を軽減すべき。	<p>2 犯給金申請手続にあたり、手続面での簡素化、被害者にかかる負担の軽減のためのシステムを行政間で早急に作る必要がある。行政窓口で発行する書類が多いと思うので。</p>
(18)	被害後できるだけ早く給付金が支給されるようにしてほしい。	<p>見舞金程度である給付金は警察が犯罪と認め、被害者が存在した時点で、支払われることが望ましい。被害にあった時点で被害者は当面の生活費にも事欠くことがある。まして突然の被害での葬儀費用も自費で賄うことになる。犯罪による一時的被害のほか、経済的苦境に立たされてしまうのも事実である。</p>

番号	意見概要	内 容
アドバイザー制度		
(19)	早急に、育成や資格制度の整備を進めてほしい。	<p>経済的支援に関する中間とりまとめをざっと読ませていただきました。いつ誰が重大な犯罪の被害者になるかわからない現在、自分や家族が被害にあったら…と考えると、まず、最初に相談する機関での対応が重要だと思います。頭が混乱し、身体も傷つけられた状態の人間をやさしく受けとめ、段階に応じてすべきことを的確に指示してくれる存在が欠かせないと思います。犯罪の態様別に、直後はこう届け出て、こうした記録はすべて保管して、もしも加害者から接触があった場合にこれはしてはいけない(法的に)などなど、被害者にとってはわからないことだらけなはずで、民間の団体もフルに活用し、その上で一元的な窓口や相談フローを作成し、全国どこに居住していても、得られる情報や支援が一律であるような配慮を希望します。(中略)アドバイザーについては早急に、育成や資格制度の整備を進めてほしいと思います。私もそうした制度に参加し、被害者援助に携わりたいと考えています。</p>
(20)	民間支援組織ではなく、市町村や社会福祉協議会を核にした地域福祉の専門家のネットワークの充実に予算投入すべき。	<p>(3)経済的支援制度の管理・運営 経済的支援に関するアドバイザー制度 (意見)賛成である。民間支援組織に無駄な財政的援助を行うよりも、市町村や社会福祉協議会を核にした地域福祉の専門家のネットワークの充実に予算投入する方が数段効果的であると考えます。つまり、社会福祉士、保健師、臨床心理士、社会保険労務士、司法書士、弁護士が地域の拠点で相談支援ネットワークをくむことである。現にある県では、高齢者・障害者支援ネットワークが他業種でしかも顔の見える連携を地域ごとの社会福祉協議会を巻き込んで作り上げており、高齢者虐待対策にもつながっていく状況にある。民間被害者支援センターをいくらか大きく作っても、他分野の総合知識をもちあわせず、各専門窓口への橋渡ししかできず、相談件数も少ない(市内にある民間センターが県北の被害者支援に人を投入できないのは明白)。地域ごとに専門職チーム、特に福祉領域のチームが「犯罪被害者支援」を役割意識として持ってもらう方が、よほど効率的である。地域包括支援センターや保健所などのキーパースンが被害者の声に耳を傾け「顔の見える連携」ととりつつ、被害者支援をコーディネートしてもらえたら、これほど心強いものはない。同県では、3つの県民局単位で地域福祉担当者に被害者支援の理解を深めてもらい、各ネットワーク同士をリンクしていく試みを行政・NPO協働で行おうとしている。</p>
(21)	支給を受ける権利の順位について、離婚した配偶者との間に子がいる場合など、実生活を考慮して支給を行うべき。	<p>また、現在は、支給を受ける権利の順位も決められている。配偶者(事実上の婚姻関係者含む) 生計維持者の子・父母・孫・祖父母・兄妹姉妹 それ以外の子・父母・孫・祖父母・兄妹姉妹となるが、実際は非常に問題がある。</p> <p>例1、殺害された息子に、婚姻半年で離婚した元妻と乳飲み子がいた場合、犯罪給付金受給者は、乳飲み子になる。警察では受給資格者を調査して連絡をするというが、離婚して1年以上経っていて全く連絡を取っていないくても、法律の権利は実子になる。両親が葬儀や事件処理その他全てに対応し経済的な負担を賄っている。しかし元妻には何の権利もないが実際には、親権者の元妻に全額支払われることになる。葬儀代だけでも請求したい。せめて受給権利者の孫に会わせてほしいと思っても連絡先も教えてもらえないという事態が生じている。果たして、これで良いのだろうか。実生活を調べて、支給者を考えてほしいものである。</p>

番号	意見概要	内 容
5. 経済的支援の対象に関するもの(1件)		
(22)	国外で被害を受けた日本人も給付の対象に含めるべき。	「4 経済支援の対象について」意見をのべます。本項において「海外で身体被害をうけた日本国籍を有する被害者」に関して、言及されている事を評価します。ただし、その「特別の理由」という表現は非常にあいまいであると感じます。少なくとも「刑法三条二」の対象となる被害者は無条件に適用をうける対象とし、その次に「特別の理由が有る場合・・・対応を考慮する」とされるよう要望いたします。また、「犯給法」は刑法改正(3条2追加)の趣旨にのっとり、早急に改訂されるべきものと思っております。
6. 損害賠償に関するもの(3件)		
(23)	損害賠償の民事訴訟に勝訴しても、結果としてその後の生活の保障がなされていないのであれば、何のための被害者への損害賠償なのかと思う。被害者にはしっかり国で補償すべき。	例2 殺人事件で、無期懲役の判決を受けた被告に、損害賠償の民事訴訟を起こした。判決は勝訴だったが、10年の年月を費やして勝訴しても実際は、原告の弁護士費用とそれに伴う雑費等、計算上は焼け石に水の状態である。果たして真実を追及した結果が、その後の生活の保障がなされていないのであれば、何のための被害者への損害賠償なのだろうか思えてならない。被害者にはしっかり国で保障してもらいたい。
(24)	求償権行使については、実効性の担保が期待できないというだけで、求償について加害者無答責となってしまう点は疑問を感じる。実効性とは別に責任の所在は明確にすべき。	6 併せて検討することとされているものについて (1)損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非 (意見) 一部賛成、一部反対である。立替払については、給付制度の検討の中で解消される問題であるが、求償権行使については、実効性の担保が期待できないというだけで、求償について加害者無答責となってしまう点は疑問を感じる。実効性とは別事件で、責任の所在は明確にしておく仕組みが必要と考える。
(25)	障害のある児童の損害賠償を一般と同等にすべき。	2、「経済的支援に関する検討会」に対する意見 私は、加害者の無謀な運転で登校中の当時小学生の息子の命を奪われました。息子はダウン症という障害を持っていましたが、何の落ち度も無い息子に対し、損害賠償請求では加害者から「障害があって将来働くことが出来ないので逸失利益は支払えない。」と決め付けられ、息子の生まれてからのカルテ他、保育園での生活記録などプライバシーすべてを調査され、勝手に評価、批判されました。平成18年4月26日には、自由民主党政務調査会の「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議の中で、交通事故被害者遺族として障害児の損害賠償についてヒアリングをさせていただきました。 加害者はプライバシー保護法があり情報開示がされないのに対し、障害があるというだけで一般の人と同じように扱われず、夢と希望を持っていた命を奪われた上に、プライバシーを全て提示し、加害者以下の扱いを受けなければならないのが、何よりも苦しいことでした。障害があるからといってかけがえのない命に変わりはなく、未来ある命として、差別することなく一般の子どもと同等に損害賠償を支払うようお願いいたします。

番号	意見概要	内 容
7. 弁護士費用に関するもの(18件)		
(26)	被害直後からの弁護士による無償支援が必要。	直後の弁護士による無償支援も必要だと思います。
(27)	被害直後からの弁護士による無償支援が必要。	「経済的支援に関する検討会」中間とりまとめに対する意見を下記の通り申し上げます。公的弁護人制度の創設を強く要望いたします。第166通常国会で可決された刑事訴訟法改正により、犯罪被害者が、希望により、刑事裁判に参加することが可能になりました。犯罪被害者がただ一人、法廷で加害者側と対峙するのは精神的に厳しいので、弁護士に付き添ってもらう必要がある。裁判に臨んでも、法廷用語の解説に留まらず、公判前整理手続きを含め、加害者と同じように事件発生直後から公的弁護人が被害者にも選任される事を希望します。
(28)	被害直後からの弁護士による無償支援が必要。	第2 公費による弁護士選任、公的弁護人制度 1 中間取りまとめは、「民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者(加害者)側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でない」とする。しかし、民事の損害賠償請求訴訟において、訴訟に要した弁護士費用の請求が認められているとはいえ、敗訴者に負担が命じられるのは弁護士費用の実額でなく、その一部でしかない。また、仮に弁護士費用の全額負担が命じられたとしても、加害者のなかには資力を有しないものが多く、損害賠償そのものの支払確保が困難な状況に照らせば、弁護士費用を加害者から回収することは非現実的と評さざるを得ない。そもそも、犯罪被害者等にとって弁護士による助力が必要不可欠であるのは、損害賠償請求訴訟の提起・遂行にとどまらない。当会は、より広く被害者の権利擁護にかかわるため、被害発生直後から公費により弁護士が被害者に関与する制度の導入を主張してきた(2006年11月22日「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」)ものであり、今後も積極的に検討すべきであると考えている。
(29)	被害直後からの弁護士による無償支援が必要。	被害にあったときパニック状態で、どうしてよいか分からない状態です。先ず色々なことが考えられず、何からどのようにしたらよいか、書類をよんでも少しも頭に入りません。被害に遭ったとき被害者は弁護士をお願いするなどと考えられませんが、事件直後から信頼して相談できる弁護士が傍にいてくれたらと思います。だれでもお願いできる公的弁護人制度を確立してください。被害者は救われます。
(30)	被害直後からの弁護士による無償支援が必要。	私は今犯罪被害者支援センターでボランティアの電話相談及び被害者支援員をしています。被害者の方々と向き合い常日頃感じたことを述べたいと思います。 何の罪もない人々が、ある日突然犯罪に巻き込まれ、それまでのごく普通の生活が失われてしまいます。元の生活には容易に戻れません。いや決して戻ることは出来ないといっても過言ではありません。加害者は国選の弁護士がつき、法の元に罰を課せられ罪を償えば社会復帰できます。いわば加害者が罪を犯した後(それが情状酌量の余地がなくても)税金で社会復帰までの道筋が保障されるわけです。しかし被害者にはそれが認められていないのです。示談金が示されても法律の素人である被害者は自費で弁護士に相談しなければなりません。(中略)被害者が、被害に遭う前の状態に一日でも早く戻るようにするためにも、是非弁護士費用と一生続く可能性のある精神的な治療費の補助をご一考ください。
(31)	全国どこでも無料で弁護士に相談できるよう、各県弁護士会に公費で助成してほしい。また、法テラスにおいて紹介される精通弁護士への1回目の相談を無料にしてほしい。	東京では、三弁護士会が早くから犯罪被害者のための電話相談・無料相談を行っている。しかし、地方に住んでいて犯罪の被害に遭った場合、月に1回か2回行われる市町村の無料弁護士相談しか無料で相談できる窓口がない。犯罪被害者が全国どこでも同じサービスが受けられるように、そして何時でも何処でも無料の弁護士相談が出来るように、各県弁護士会に公費の助成金を配分していただきたい。因みに、法テラスの犯罪被害者支援で精通弁護士の紹介があるが、それでさえも有料である。せめて一回目の相談は無料で受けて欲しい。(法律扶助が使えない場合)

番号	意見概要	内 容
(32)	民事法律扶助事業・犯罪被害者等法律援助事業について、償還を要しない交付制の導入や支給額の引き上げが検討されるべきである。	<p>2 また、中間取りまとめは、「民事法律扶助」及び「犯罪被害者等法律援助事業」について、「これらの事業が適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである。」とする。</p> <p>もとより、両制度の適切な運用がなされるべきことは論を待たないが、被害者に対する経済的支援を現状より手厚いものとするには、運用の充実を図るのみでは不足である。</p> <p>例えば、民事法律扶助制度は、弁護士費用及び印紙代等について「立替え」を行うものであって、立替費用については、原則として毎月分割で償還しなければならない。前述のとおり、民事裁判に勝訴したとしても現実の回収が極めて困難であるのに、さらに毎月の償還支払いまで負担するのでは、被害者にとって酷な結果となってしまいます。</p> <p>一方犯罪被害者等法律援助事業は、公費でなく日本財団の助成を受け、日弁連が独自に行っている事業であり、長期にわたり継続できるか否か、その保証はない。</p> <p>また、民事法律扶助・犯罪被害者等法律援助事業とも、支給額は弁護士費用の実勢とかけ離れた低廉なものであり、熱意ある弁護士の献身的な努力によって支えられているのが実情である。</p> <p>犯罪被害者等が弁護士による助力を受けやすくするには、両制度の運用の充実を図るのみでなく、償還を要しない交付制の導入や支給額の引き上げが検討されるべきである。</p>
(33)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	<p>「経済的支援に関する検討会」の中で議論されている、刑事裁判への被害者参加に伴う「公費による弁護士選任(公的弁護人制度)」を、ぜひ実現していただきたいと思います。新たな制度の導入により、裁判に参加する被害者等を支え、裁判をよりスムーズに行うために、弁護人の働きがより一層求められると思いますが、被害者等の資力によって、弁護士をつけられたり、つけられなくなったりするという差を生まないよう、公的弁護人制度の必要を感じます。</p>
(34)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	<p>「経済的支援に関する検討会」中間とりまとめに対する意見を下記の通り申し上げます。公的弁護人制度の創設を強く要望いたします。第166通常国会で可決された刑事訴訟法改正により、犯罪被害者が、希望により、刑事裁判に参加することが可能になりました。犯罪被害者がただ一人、法廷で加害者側と対峙するのは精神的に厳しいので、弁護士に付き添ってもらい必要がある。裁判に臨んでも、法廷用語の解説に留まらず、公判前整理手続きを含め、加害者と同じように事件発生直後から公的弁護人が被害者にも選任される事を希望します。</p>
(35)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	<p>犯罪被害者にも公的弁護人をつけて下さる制度の実現をめざしてもらいたい。</p>
(36)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	<p>家族が犯罪被害者となり身をもって痛感したことは加害者と被害者の余りにも不平等な扱いでした。犯罪者になるのは本人の意思、選択です。被害者はある日突然させられるのです。精神的、経済的に被害者には多くの負担が課せられます。せめて加害者と同様の権利、一刻も早く、被害者にも国選弁護人をつけられるように経済支援を願います。</p>
(37)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	<p>被害者の刑事裁判への参加に当たり、被害者が公的な弁護人を付けられるような制度を作るべきである。</p> <p>(中略)</p> <p>2. 弁護士費用については、民事扶助と同じような立て替えであれば、結局、被害者が負担することとなるので、被害者の参加を抑制する方向に働くこととなるので、被告人の負担とすることを裁判所に決定させる刑事訴訟費用の一部として扱われるように制度設計されるべきである。</p>

番号	意見概要	内 容
(38)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	3 新たな制度導入による公費による弁護士選任(公的弁護人制度) 中間取りまとめでは、犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度に伴う公費による弁護士選任について、「関連法案の国会審議状況等を注視しつつ、制度導入に向けて検討を行うべきである。」としている。この点、本年6月に、いわゆる被害者参加制度の新設を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、平成20年12月27日までに施行されることとなった。また、同法には「資力の乏しい被害者参加人が弁護士の法的援助を受けられるようにするために必要な施策を講じるよう努める」との条項が修正によって附則に入れられている。「犯罪被害者等が刑事裁判へ参加する制度」が実施されることになったとはいえ、犯罪被害者等が法廷において的確に権限を行使し、また検察官に対して適宜に自らの意見を伝えるには、やはり弁護士の助力が不可欠である。とすれば、資力の乏しい被害者参加人に対し公費をもって弁護士を選任する、いわゆる公的弁護人制度の導入が図られるべきことは論を待たない。のみならず、被害者参加人制度の施行に併せて公的弁護人制度を導入すべく、早急にその制度設計が図られるべきである。なお、当会としても、本年6月20日に発出した会長声明のとおり、公的弁護人制度の実現に対してできる限り協力する所存である。
(39)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	公的弁護人制度はぜひとも導入してほしい。被害者支援に精通した弁護士があまりにも少ないので、導入することで弁護士の研修の機会にもなるのではないかとと思う。
(40)	犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の導入に伴い、公費による弁護士選任の制度を是非実現してほしい。	「経済的支援」の公的弁護人制度について、被害者の刑事訴訟参加関連の法案が可決成立したことにより、被害者のための公的弁護人制度を導入すべきです。 その場合の費用は、民事法律扶助のような立て替え制度ですと、結局被害者が負担しなければならぬので、被害者は利用することに消極的になり、刑事訴訟への参加も差し控えることとなりかねません。従って、被害者の公的弁護人についても、刑事訴訟費用として、判決によって被告人または被害者の負担ということを決めることにすべきではないでしょうか。あるいは被告人の国選弁護費用が実刑や極刑の場合にはほとんど負担を免れている実態があるとみられることから、被害者等の完全な経済的被害回復がおこなわれない以上、国が負担することとすべきであり、被害者の負担とするべきではないと考えます。
(41)	刑事裁判の成果を利用した損害賠償請求でも、公的弁護人と同じ弁護士を選任できるようにしてほしい。	被害者の刑事裁判への参加に当たり、被害者が公的な弁護人を付けられるような制度を作るべきである。 1. その際に、参加前の弁護人(日弁連の被害者援助制度による弁護士)、刑事裁判上の損害賠償の代理人弁護士(民事扶助によるものになるでしょうか)と同じ弁護士が選任できるように、二つの制度と合わせた制度設計がされるべきである。
(42)	刑事裁判の成果を利用した損害賠償請求でも、公的弁護人と同じ弁護士を選任できるようにしてほしい。	中間取りまとめでは、損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する、いわゆる損害賠償命令制度に伴う弁護士選任については、法律扶助の枠組みのなかで対応すべきとされている。しかし、参加制度と損害賠償命令制度を併せて利用する被害者にとって、刑事裁判の段階で関与する弁護士と損害賠償の審理の段階で関与する弁護士が異なるというのは、事務の承継が煩雑であるばかりか、信頼関係を構築するうえでも問題が存する。損害賠償命令が民事にかかる問題であるとしても、同一弁護士が刑事公判段階から引き続き受任する制度が望ましい。仮にそれが困難だとしても、同一弁護士が簡易な手続で選任を切り替えられるよう、公的弁護人制度と民事法律扶助ないし犯罪被害者等法律援助事業との有機的な連携を図るべきである。
(43)	刑事裁判の成果を利用した損害賠償請求でも、公的弁護人と同じ弁護士を選任できるようにしてほしい。	また、刑事裁判を利用した損害賠償請求の代理人弁護士と同じ弁護士が公的弁護人に選任できるような制度設計とすべきではないでしょうか。

番号	意見概要	内 容
8. その他 (4件)		
(44)	外国人が犯罪を犯した場合、ODAの中から一定額を給付の財源として減額し、支援の財源の一部としてほしい。	<p>財源についての意見 外国人が犯罪を犯した場合に、その外国人の母国が日本からのODAを受けていて、犯罪者引渡し条約の締結されていない場合、OADの中から一定額を給付の財源として減額し、支援の財源の一部としてほしい。</p> <p>理由 近年、外国人による悪質な犯罪が増加している。報道などでは、犯罪の加害者が罪を逃れるために自国に逃亡し、悠々自適に生活している場面を目にすることがある。ニッポンの治安が外国人によって脅かされていると多くに人が感じている。逃亡した犯罪者や犯罪者を保護する国に何の不利益を与えることもできないとすると、著しく不公平と感じる。もちろん、被害の全額をOADから減額して負担させるというのは乱暴な話であり、本来の趣旨からは無理はあるが、せめて一部でも減額することで、犯罪者引渡し条約の締結の促進させ、逃げ得をなくすという我が国の決意を諸外国に示してほしい。</p>
(45)	労災のアフターケアを受けたところ、生命保険などの保険を購入できなくなった。仮に事件前に購入していた場合、保険金の支払がなされるのか明確にしてほしい。	<p>地下鉄サリン被害者です。私はアフターケア制度に申し込みをしようと連絡し、厚生労働省に紹介された大学病院に出かけましたが、連絡が不徹底で、事情もわからないまま、治療を受け、生命保険などの保険を購入することが出来なくなりました。(保険プレミアムの計算ができないためと言われています)生命保険の販売員に相談すると2年間通院歴がなければ、申告の必要がなくなると言われ、数ヶ月前から通院を止めました。この通り、アフターケア制度は実効上機能していません。仮に事件前に購入していたとしても保険金の支払いが行われるのかどうか怪しいので、明確にしていただきたいと思います。(私自身は購入できていませんが)また、サリンの後遺症(PTSD、疲労、怒り)などもありますが、専門の医師の紹介もされず、大学病院の医師でもまったくの手探りというのが実態です。労災指定の病院は夜の精神科のクリニックの多くはカバーされておらず、昼間に仕事を休んで通院することを強いられています。</p>
(46)	労災のアフターケア制度は不十分であり、サリン被害者が訴えている「身体の極端な疲れ」「頭痛や手足のしびれ」の症状に対する抜本的対策と実施をのぞむ。	<p>2、国の施策の不十分性について 「経済的支援の内容について」では「厚生労働省において(略)必要な医療や介護サービスを受けられるよう(略)施策が実施されているところであり」と語られている。しかしながら、サリン被害者に限って言えばこうした国の施策の実施は極めて不十分である。厚労省の施策は唯一労災のアフターケア制度のみである。しかも現在このケアを受けている被害者は極めて少数である。</p> <p>被害者が今、訴えている「身体の極端な疲れ」や「頭痛や手足のしびれ」「目の疲労感」などへの治療やケアはなされていない。当会はこれらの症状に対する抜本的対策と診療の国による実施を切に望みたい。</p> <p>今年4月29日の朝日新聞にサリン被害者の脳の「縮小」の研究記事が掲載された。それによればPTSDへの脳の縮小と異なりサリンの化学的影響の可能性を示している。このような検査・検診体制の確立を支援は、その場合の大きな柱とされるべきである。</p> <p>また、これらの検査・検診体制の確立は、化学物質犯罪の被害者だけの事でなく、DVや児童虐待、及びこれらによるPTSDへの取り組みも当然必要な事柄である。</p>
(47)	PTSDに理解のある医師を増やしてほしい。	<p>事件直後からの支援の充実が重要であるため、それをコーディネートできる民間支援団体が必要であるが、現在、人材・資金面とも不十分である。他団体との人事交流や公的資金援助等で、支援団体のヘルプアップを図るべき。カウンセリングの充実も必要であるが、PTSDに理解のある医師を増やすことにも力を入れてほしい。</p>